

コメント

村上 勝三

岡田氏の発表を正確に理解して、その概要を述べるだけの力は私にないが、大綱みに流れだけを次のように考えてみた。岡田氏は、まず、デカルトの『規則論』に着目し、デカルトの「直観」と「演繹」がけっして相互対立的ではなく、「直観」が「演繹」相互の媒介的ステップになり、そのステップの連鎖が演繹的な形式をもった証明になるという可能性に論究された。そしてまた、この対立はデカルトの直観的明証性とライプニッツの形式的明証性との対立でもあるが、それを岡田氏は、デカルト『省察』の「第2答弁」における「記述の幾何学的な様態 *modus scribendi geometricus*」における「順序 *ordo*」と「論証を進めることの理由 *ratio demonstrandi*」の下位区分である「分析 *analysis*」と「総合 *synthesis*」との対比に引き直して捉え、デカルトの分析は発見への道筋を反映し、それが公理的な形式をもつ総合へと変形されるということを見出す。これがヒルベルトの公理系とブラウワーの「構成主義的直観主義」との対比と相互関係へと結びつけられる。この両者の間での「移行 *transition*」の可能性と相互作用の可能性が問われ、証明というもののもつべき「創造性 *creativity*」と「信頼性 *reliability*」の両立に関係づけられる。この問題が、フッサールの「普遍数学 *Mathesis Universalis*」へと向かう証明形式と関連づけられ、この例を参照しながら直観と形式が相互的に働くということがどのようなことなのか、そしてそのことを通して創造性と信頼性が両立する証明形式の解明が次なる課題とされる。

岡田氏は「直観」の問題を論証という議論場で展開している。この「直観」と（岡田氏は論じていないが）「反省」とが論証ということにどのように関係するのか、この着眼にブノワ氏は触れているが、山口氏、黒田氏には見られない点である。もう一度纏め直せば、「直観」と「反省」あるいは「超反省」という概念は論証との関係でどのような役割を果たすのか、あるいは、果たさないのかという問いが生じる。これは御三人に伺いたいことだ。

さらに次の二点のコメントを付け加えたい。一つは、デカルト『規則論』のテキストの問題である。パリ第1大学のドゥニ・カンブシュネル (Denis Kambouchner) 教授から2011年9月に伝えられたところによると、ハノーバー写本 (H) と、アムステルダム写本 (A) と異なる写本がリチャード・サージャンソン (Richard Serjeantson) 氏によってケンブリッジ大学で発見されたということである。これを (C) と呼ぶ。翌年の1月14日にパリで発見者による報告会が開催された。これに出席された池田真治氏 (富山大学) から私は報告を受けた。そのごく一部を紹介する。サージャンソン氏によれば、たとえば、「第3規則」における「(H), (A) での *inductio*、AT版でも *inductio* としているところを Crappuli は *deductio* と修正しているが、(C) では *deductio* と正確に読みとれる」そうである。2013年中にはこの写本の校訂版が出版されるとも伝えられた。これが公刊されるまでは『規則論』について細かくて確定的なことを述べる場合には、今まで以上の慎重さが要求される。「第3規則」での *deductio* と *inductio* との言い換えの不安定さが象徴的に示しているように、デカルトは「直観 *intuitio*」と「演繹 *deductio*」を方法概念として鍛え上げるということはなかったと考えられる。この二つが『省察』においても『哲学の原理』においても重要な概念として主題になることはない。

コメントのもう一つは、ライプニッツとデカルトとの関係についてである。「第2答弁」における「分析」と「総合」が記述の仕方の分類とされているのに対して、「分析」と「総合」の上位概念のうちの一つである「順序 *ordo*」と、ライプニッツの二つの「分析ないし判断法 *analytica seu ars judicandi*」つまり、(1)「説明されていないどんな語も認めないこと *Ut nulla vox admittatur, nisi explicata*」、(2)「証明されないどんな命題も認めないこと *ut nulla propositio, nisi probata*」 (*Nova methodus discendæ docendæque jurisprudentiæ. Ex artis Didacticiæ*

Principiis in parte Generali praemissis, Experientiaeque Luce, Autore G. G. L. L. 1667, A. VI, 1, p. 279) との対比が「省察」という方法と「論証」という方法の違いを示していると解される。「省察」という方法が準拠するのは「順序」だけである。「順序は第一に定立されたことが、後に続くどんなものの助けもなしに、認識されねばならず、次に残りのすべては、先立つものどもだけから論証される、というように配置されねばならないという点にのみ存する Ordo in eo tantum consistit, quod ea, quae prima proponuntur, absque ulla sequentium ope debeant cognosci, & reliqua deinde omnia ita disponi, ut ex praecedentibus solis demonstrantur.」(AT. VII, p. 155)。この「順序」は「思い cogitatio」の流れとして現出するが、これを一般的にみれば「直観」に相当することになる。この思いの流れをもう一度辿り直して記述するところに「分析」つまり分析的記述が成立する。この思いの辿り直しを「反省」と言うならば、思いの流れの方は「直観」に相当する。記述するということが或る間接性を示している場合に、この間接性のなさとして思いの流れを「直観」と呼ぶことができる。公理系は辿り直しとしての「反省」によって獲得されることになる。それに対して「直観」は「順序」として思いが進んで行くことと解される。もし、このように解された「反省」に直接性がないと言われるならば、その間接性は「反省」が記述という媒介を経ることを示している。透明性についても同じである。このように考えてみるならば、「直観」と「演繹」にせよ、「直観」と「形式」にせよ、「公理系」と「直観主義的構成主義」にせよ、これらの対立が示しているのは思いを思いとして辿ることと、思いを記述として辿ることとの差異に帰着すると考えられる。